

第3回家裁上席等意見交換会（全体会）結果概要

● はじめに

○戸苑家庭局第一課長（以下「一課長」という。）

本日は、事前にお送りした議題を取り上げるのですが、当事者間秘匿と家族法制部会の動向につきましては、担当課長である向井第二課長の方で進行させていただきます。それ以外の家事事件手続等のデジタル化と家裁上席等の役割・在り方については、担当課長である当職の方で進行させていただきます。

この家裁上席の意見交換会ですが、家裁上席の皆様が、施策課題や組織的課題について全国的な規模での先進的な意見交換や情報共有に接して参加する機会を提供することで、組織的課題の宝庫ともいるべき家裁における上席の皆様の舵取りに生かしてもらうという狙いのもとに始まり、本日で3回目となりました。

今回の全体会では、前回からの継続課題である家裁上席等の役割、前回もご要望の多かったデジタル化、来年初頭に施行が迫っている当事者間秘匿を取り上げるほか、直近で報道のあった法制審の家族法制部会の動向についてもお話をさせていただきたいと思っております。

なお、法制審の家族法制部会については、予定されていたパブコメの実施が延期されたことから、本日の説明等の時間は予定よりも短縮させていただき、代わりに急ピッチの検討が必要で、皆様のご関心も非常に高いと思われる当事者間秘匿の時間を長めにとらせていただきます。また、順序としましては、当事者間秘匿を最初に取り上げ、家族法制部会、デジタル化、更には家裁上席等の役割等の順に取り上げさせていただきますが、進行によっては、最後の家裁上席等の役割に関する協議時間が残らない、あるいは短くなつて

しまう可能性がありますので、その点は御了承いただければと思います。

● 当事者間秘匿について

【制度概要等の説明】

- 向井家庭局第二課長（以下「二課長」という。）
(冒頭に別添1の説明要旨のとおり当事者間秘匿制度について説明した。)

【質疑応答】

- A家裁裁判官



- 二課長

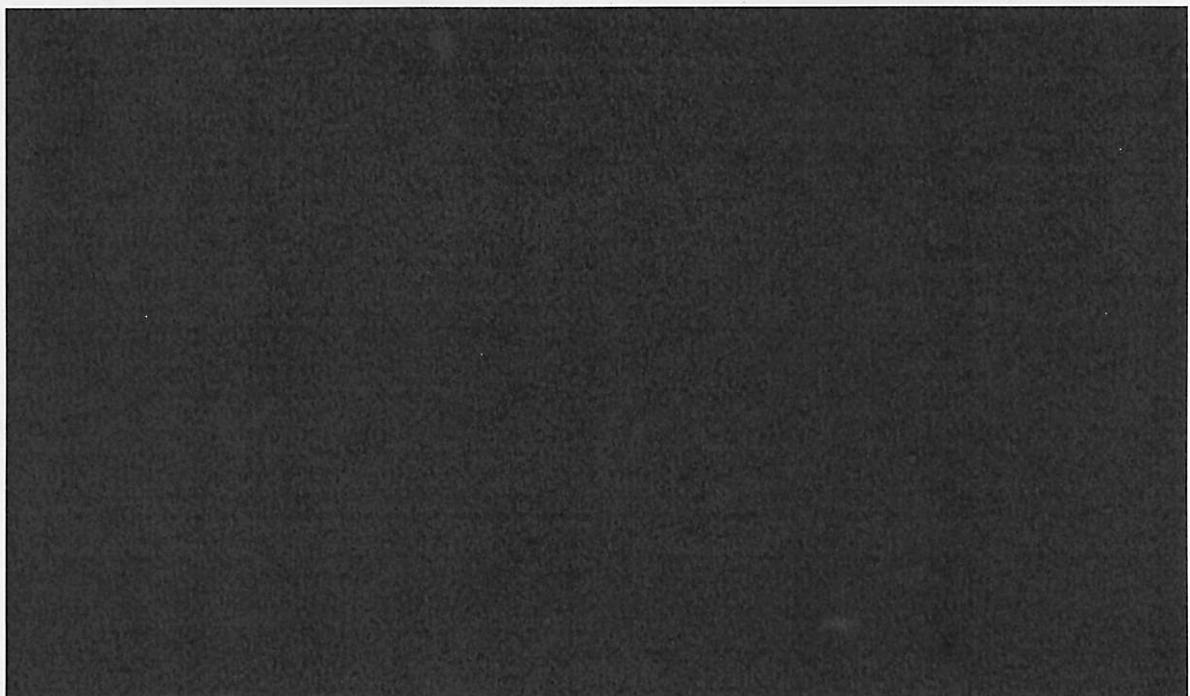


- A家裁裁判官





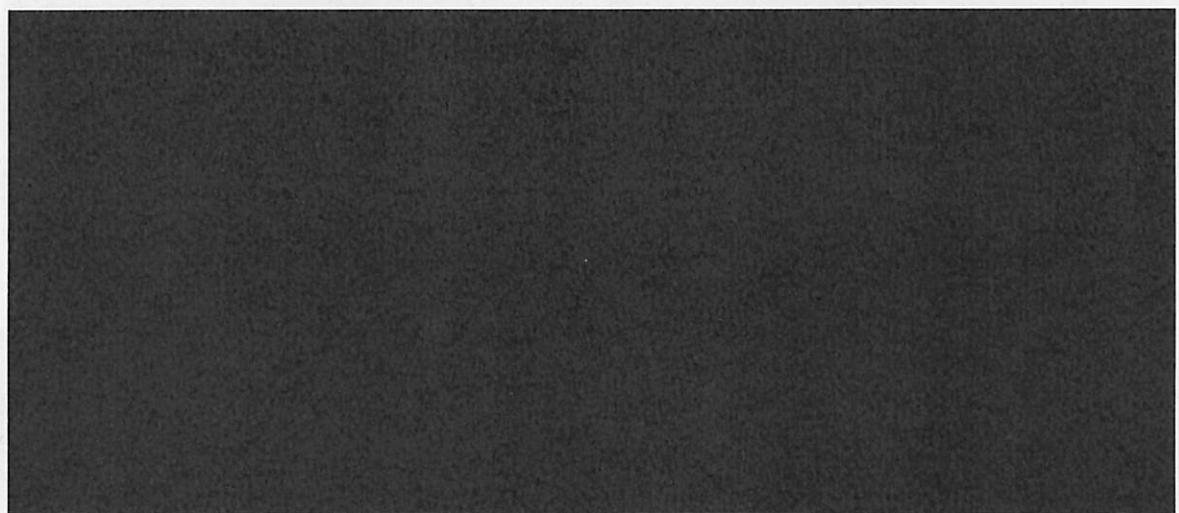
○二課長



○A家裁裁判官



○二課長

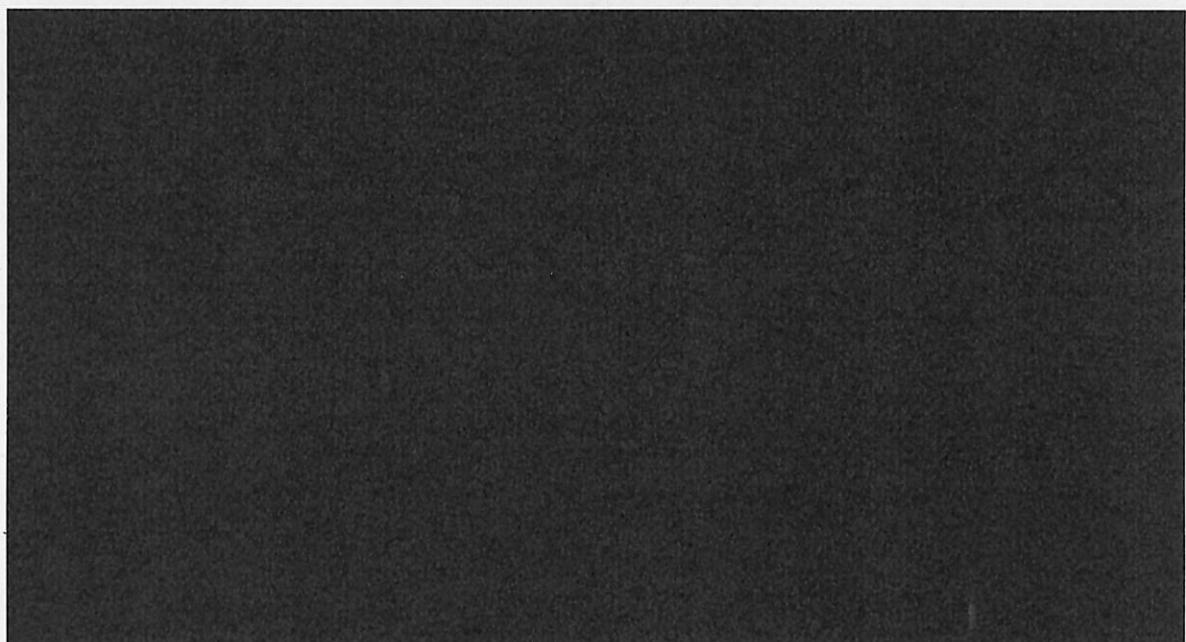




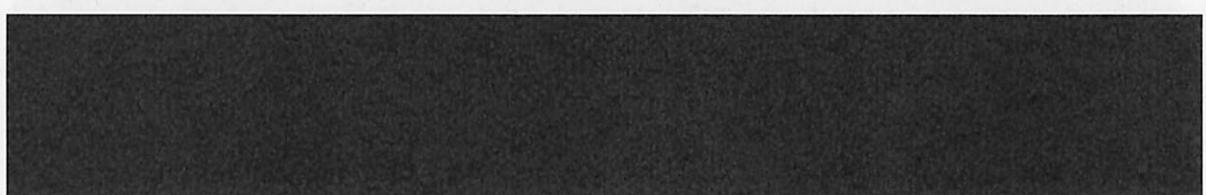
○ B家裁判官



○ 二課長

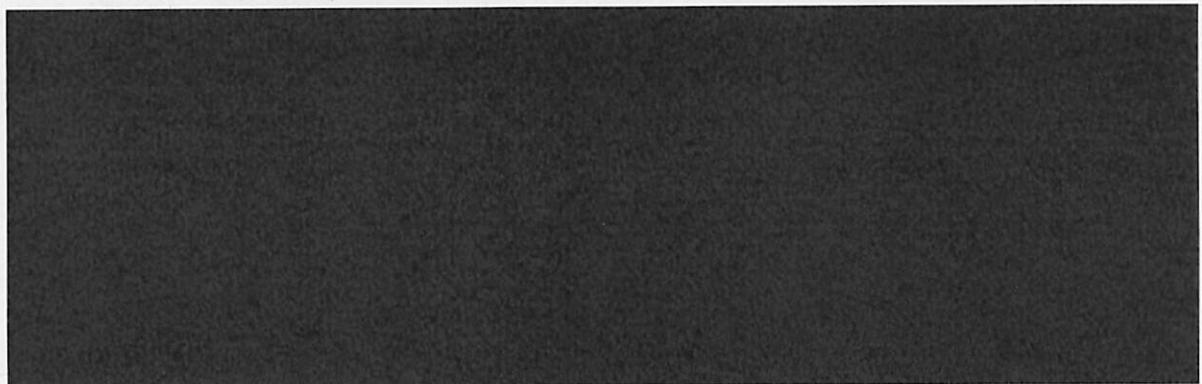


○ C家裁判官





○二課長

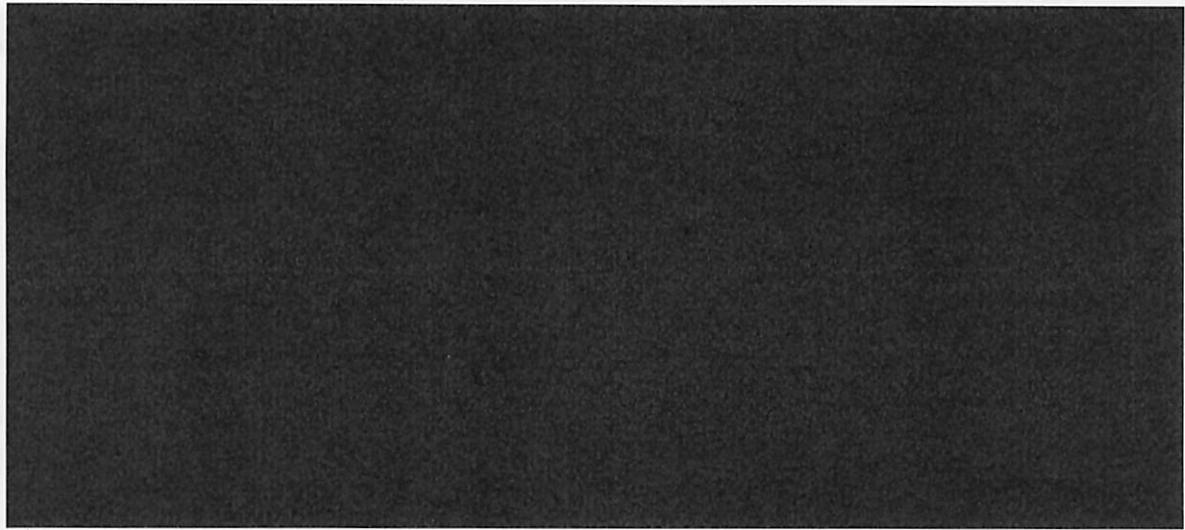


○D家裁裁判官

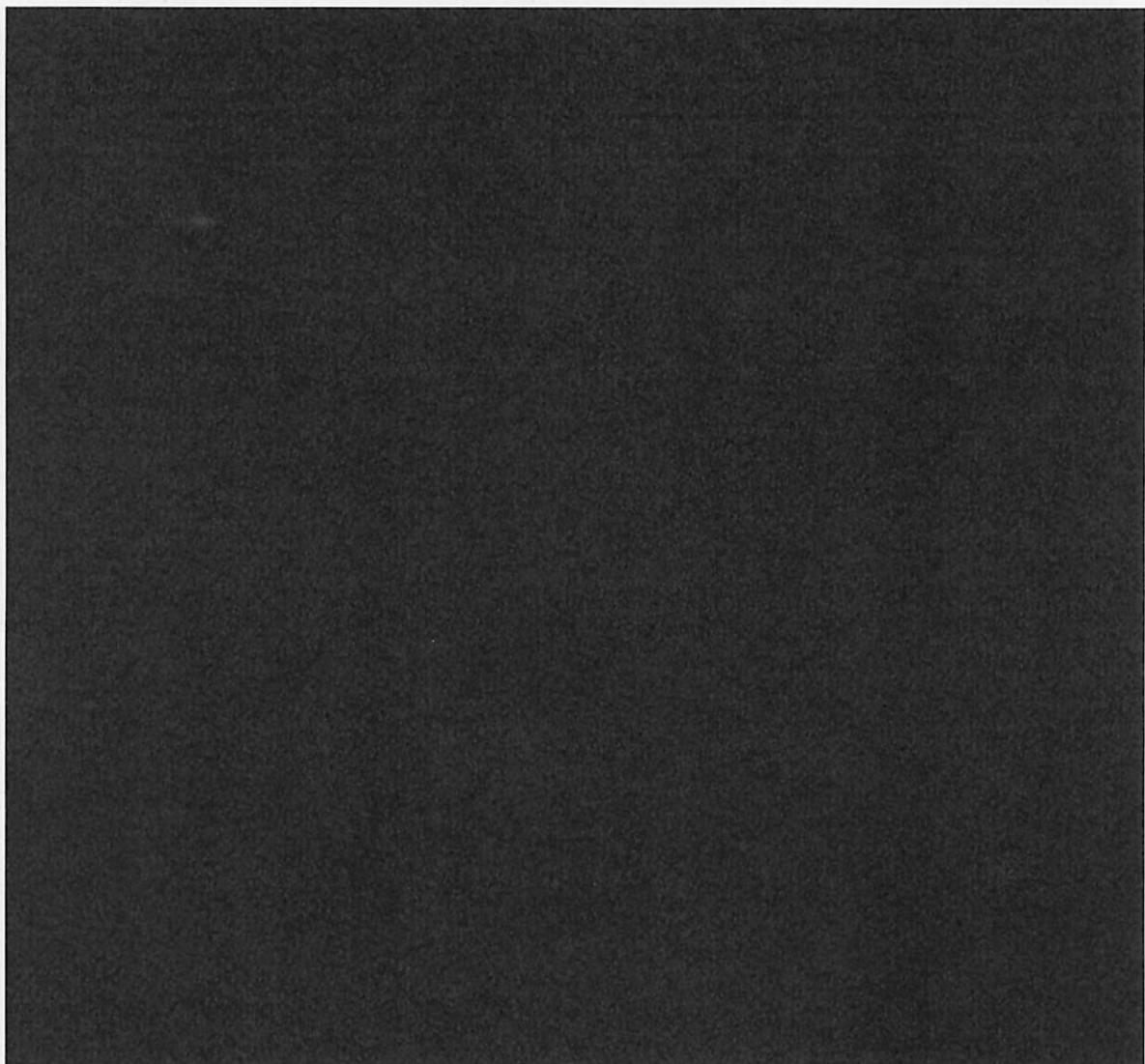


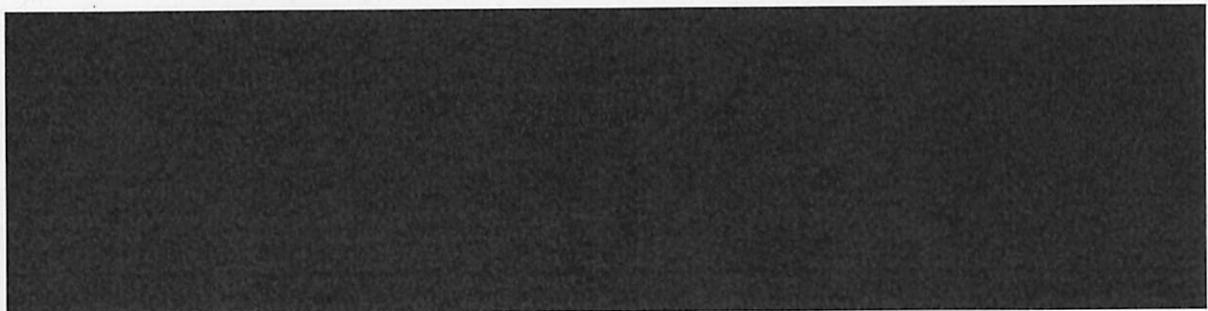
○二課長



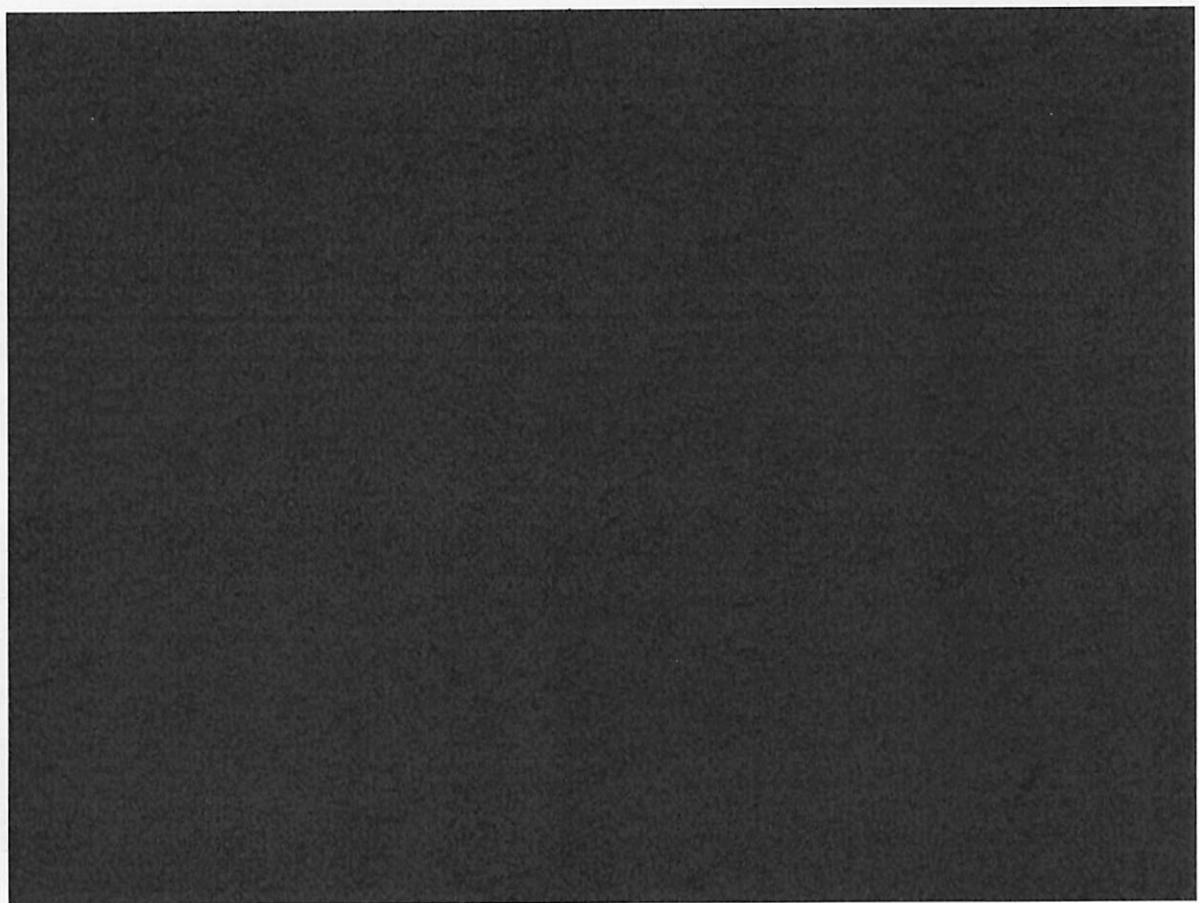


○ E 家裁裁判官





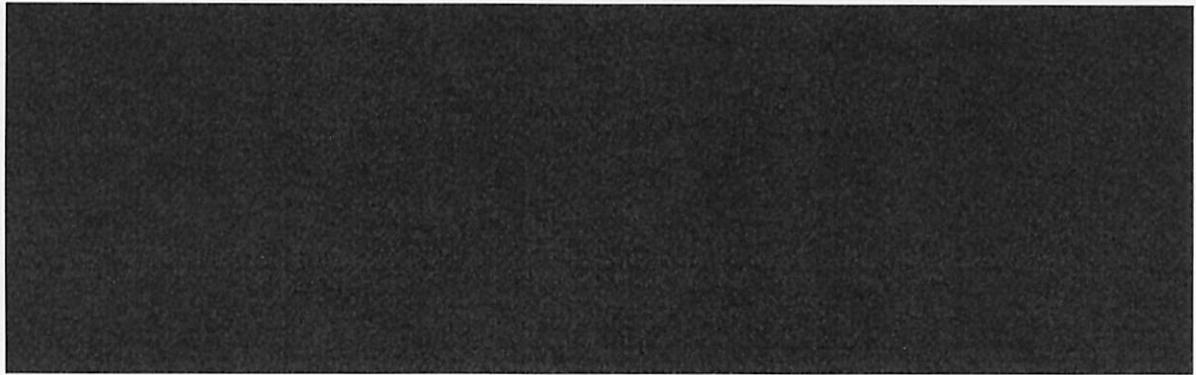
○二課長



【意見交換：人事訴訟における運用の在り方について】

○二課長





○ C 家裁裁判官



○ 二課長

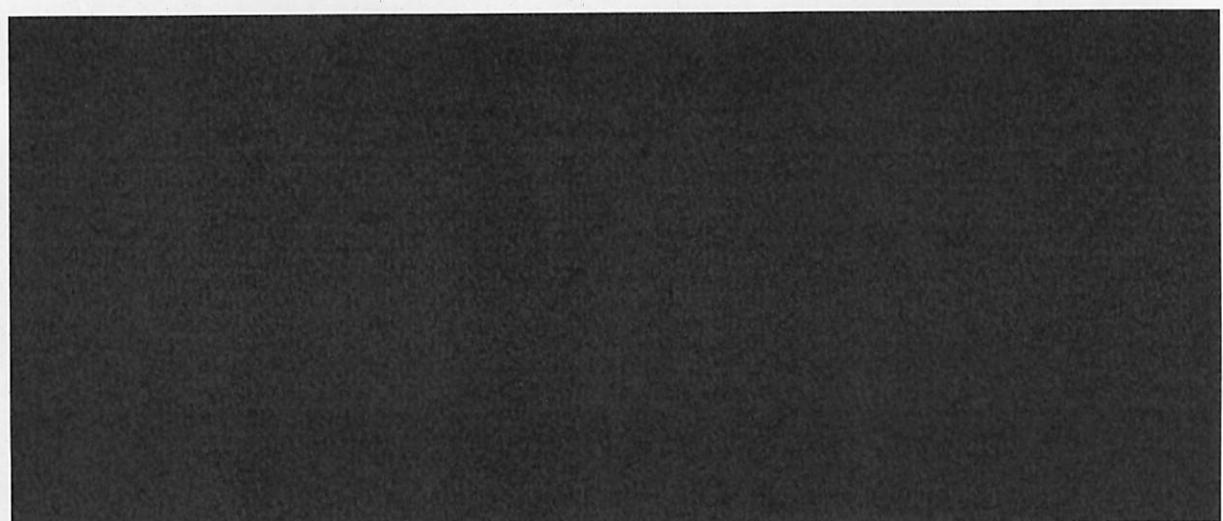


○ E 家裁裁判官

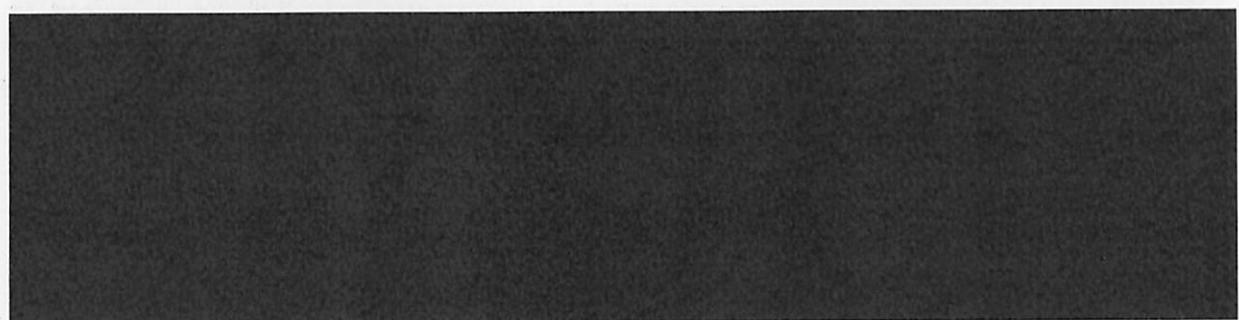




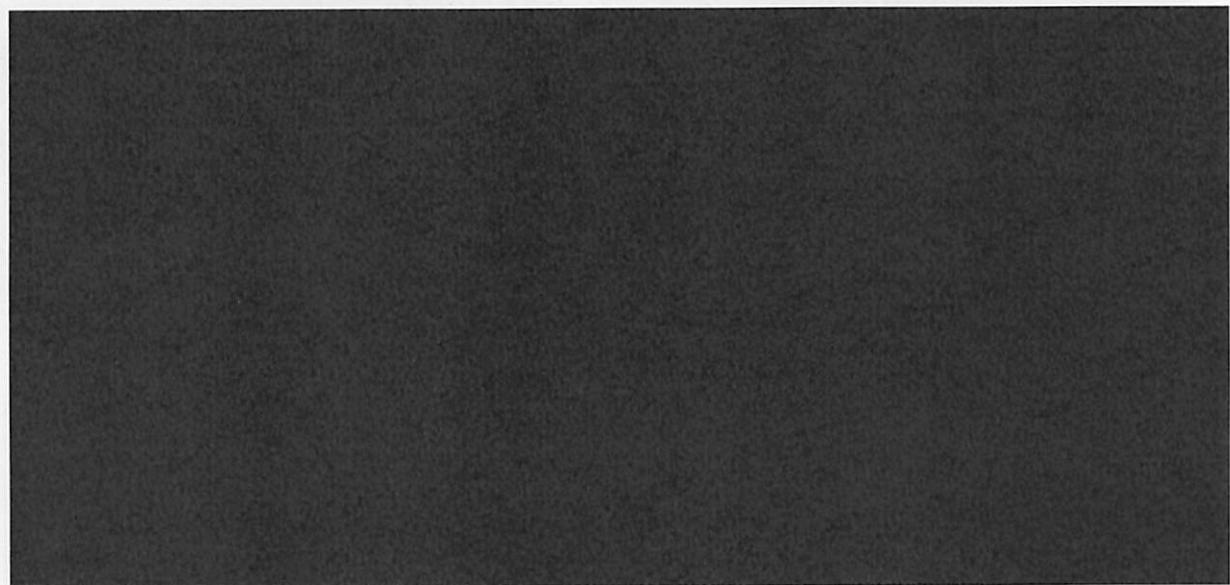
○ C 家裁裁判官



○ 二課長

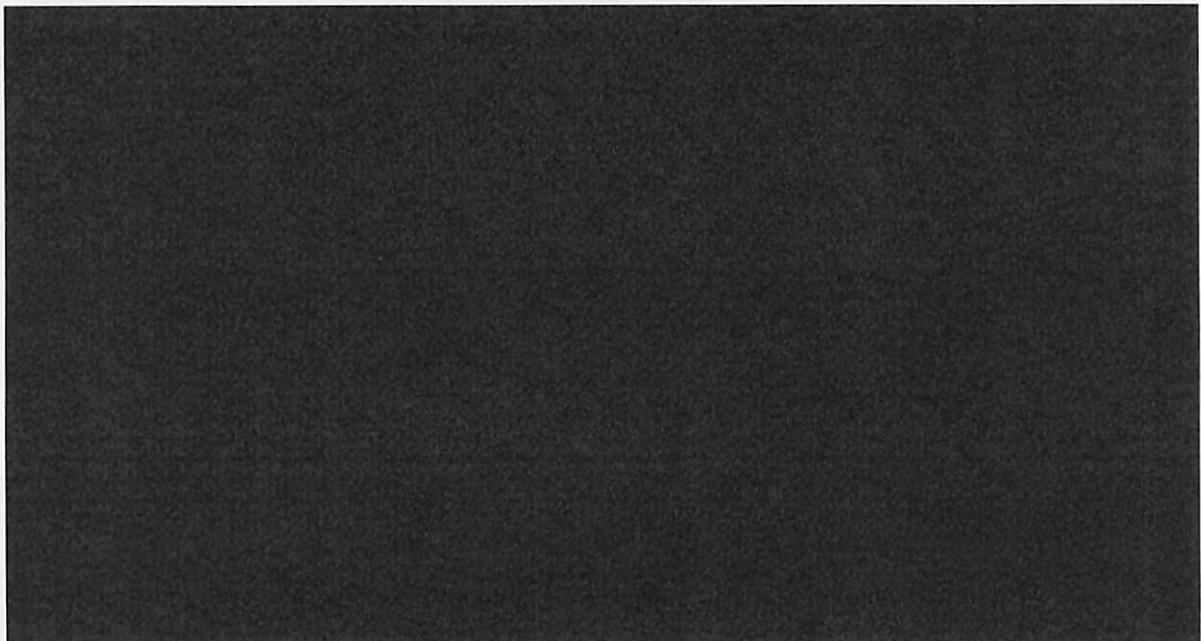


○ B 家裁裁判官

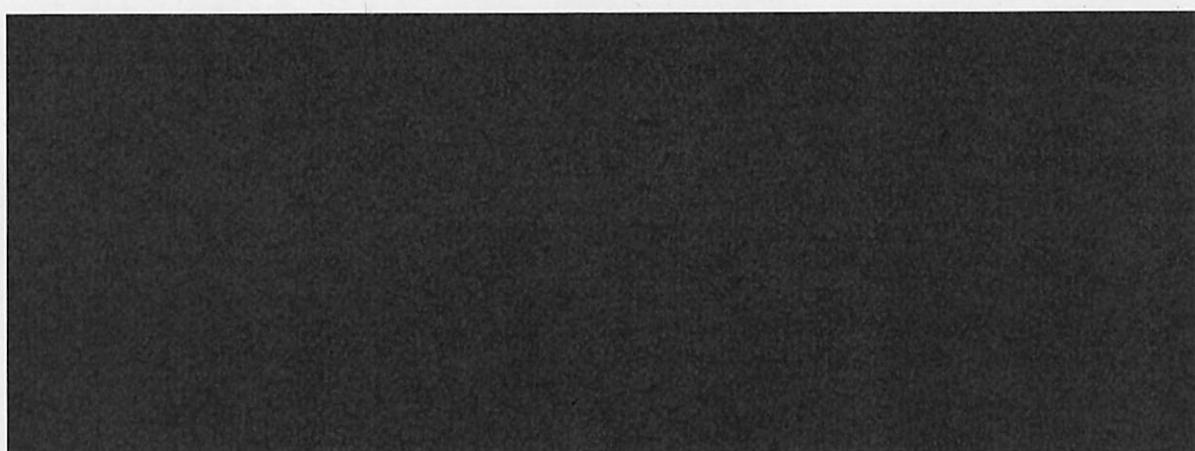




○ F 家裁裁判官

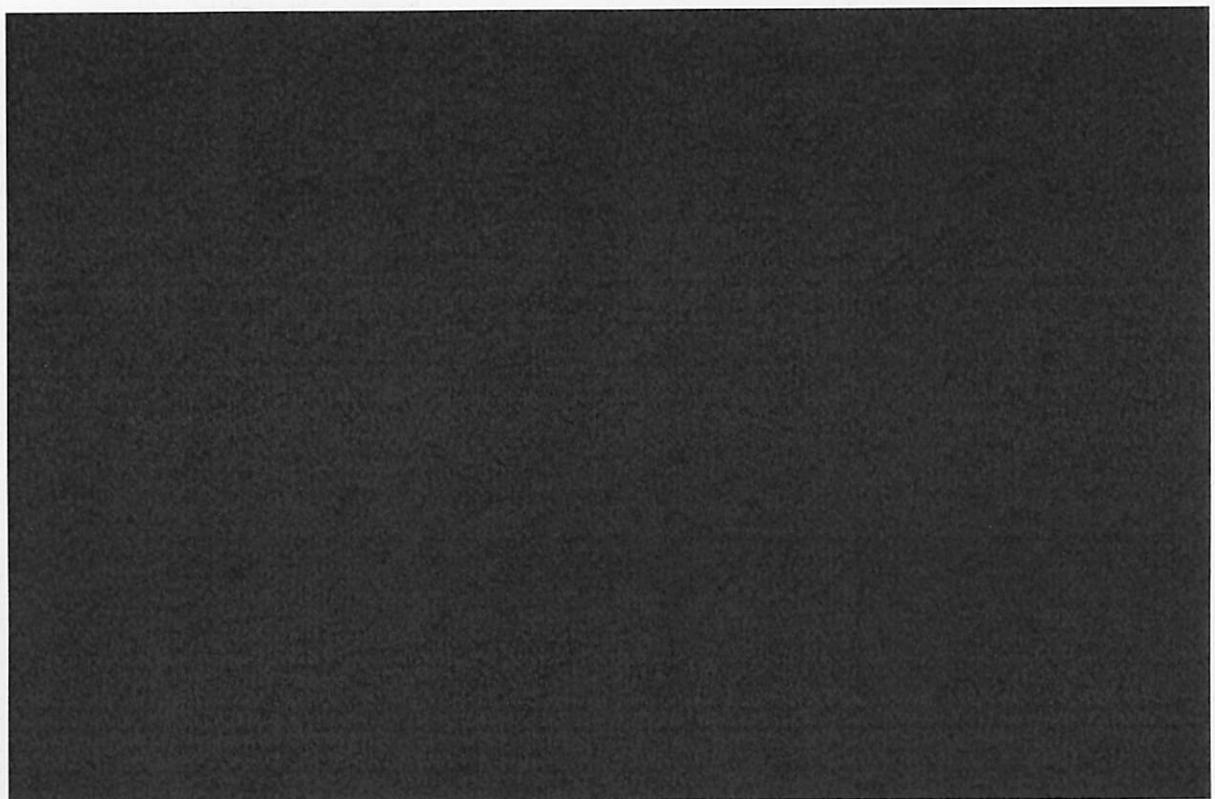


○二課長

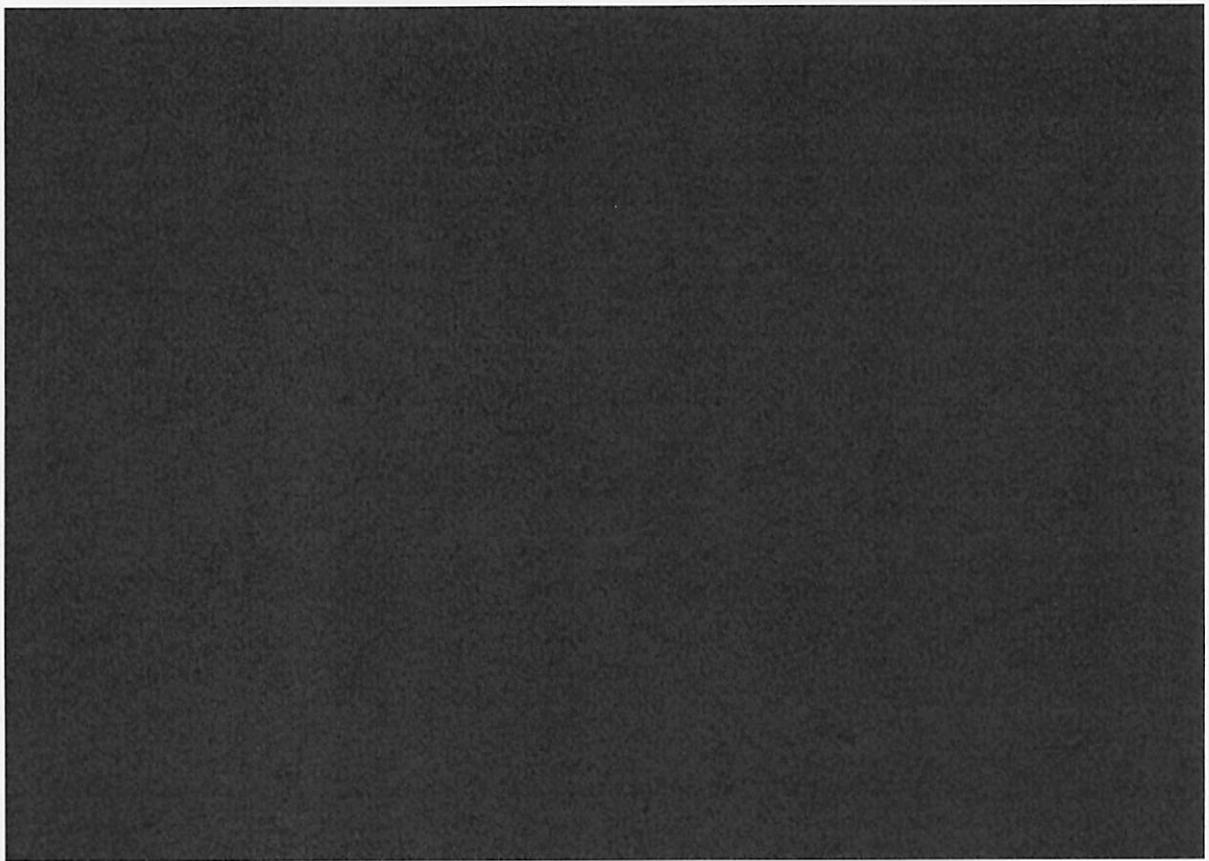


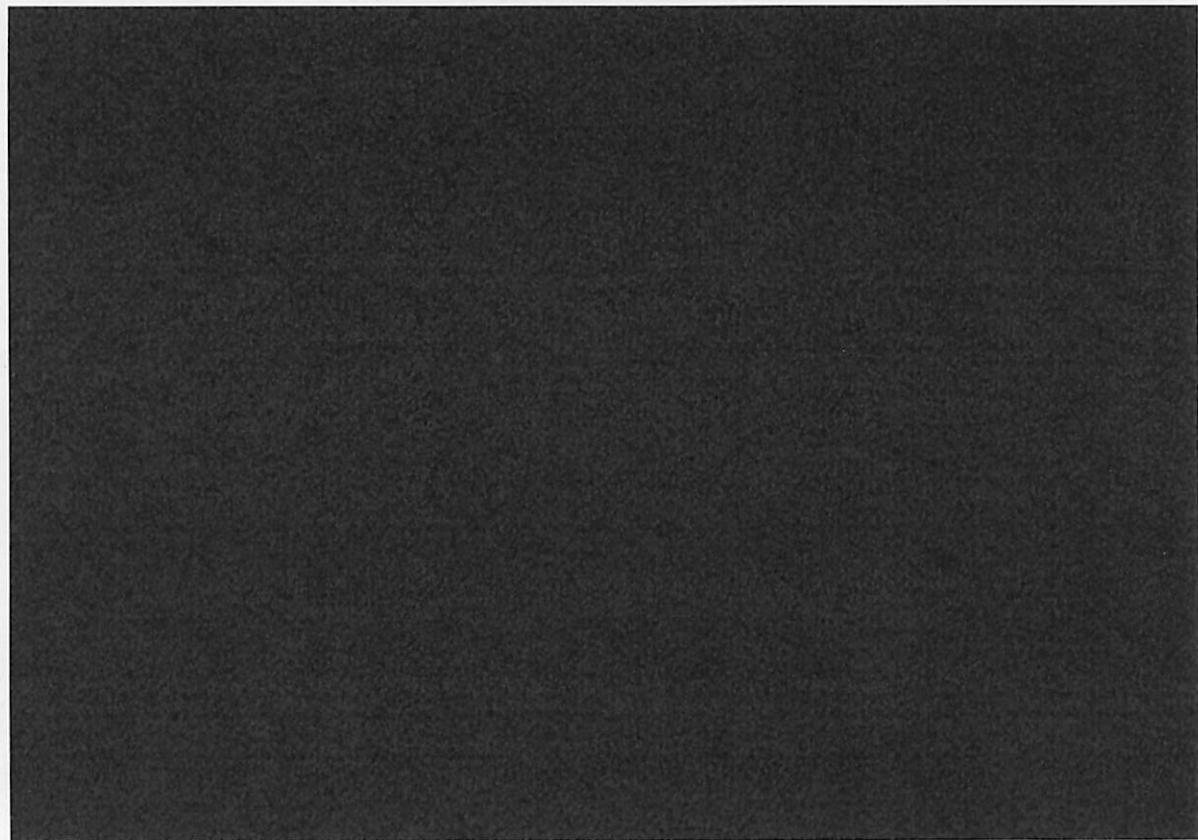
○ G 家裁裁判官



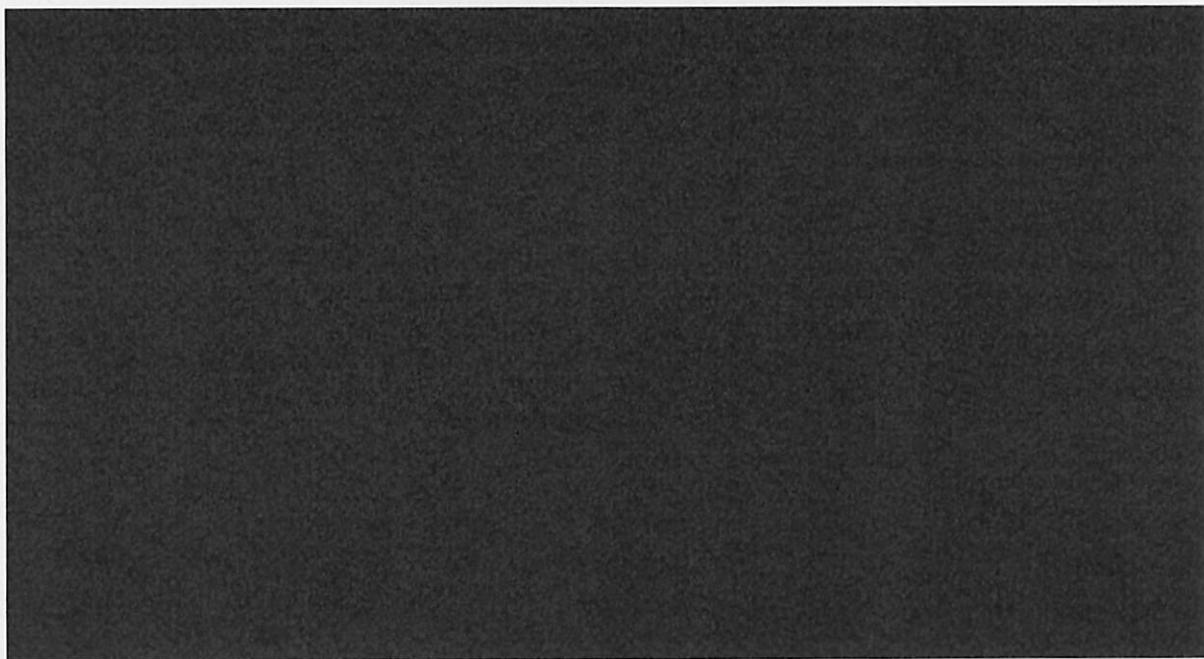


○二課長

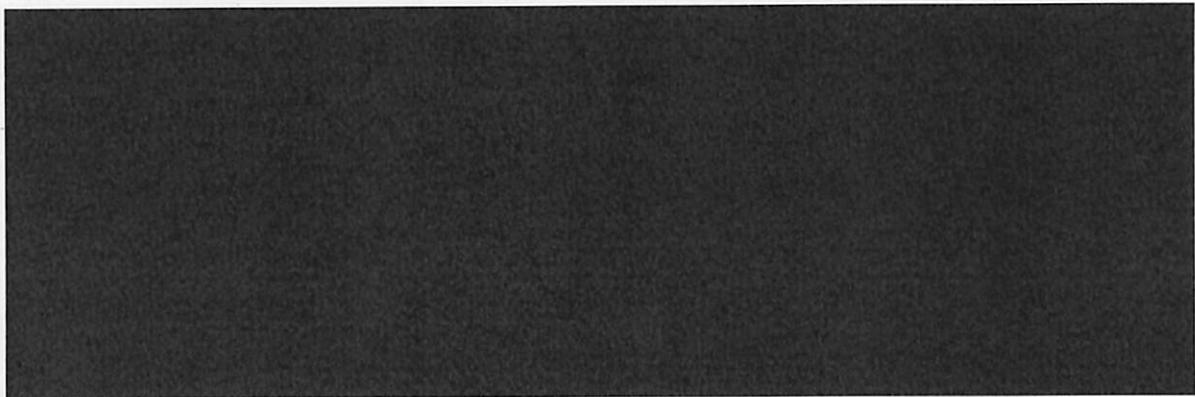




○ H 家裁裁判官



○二課長



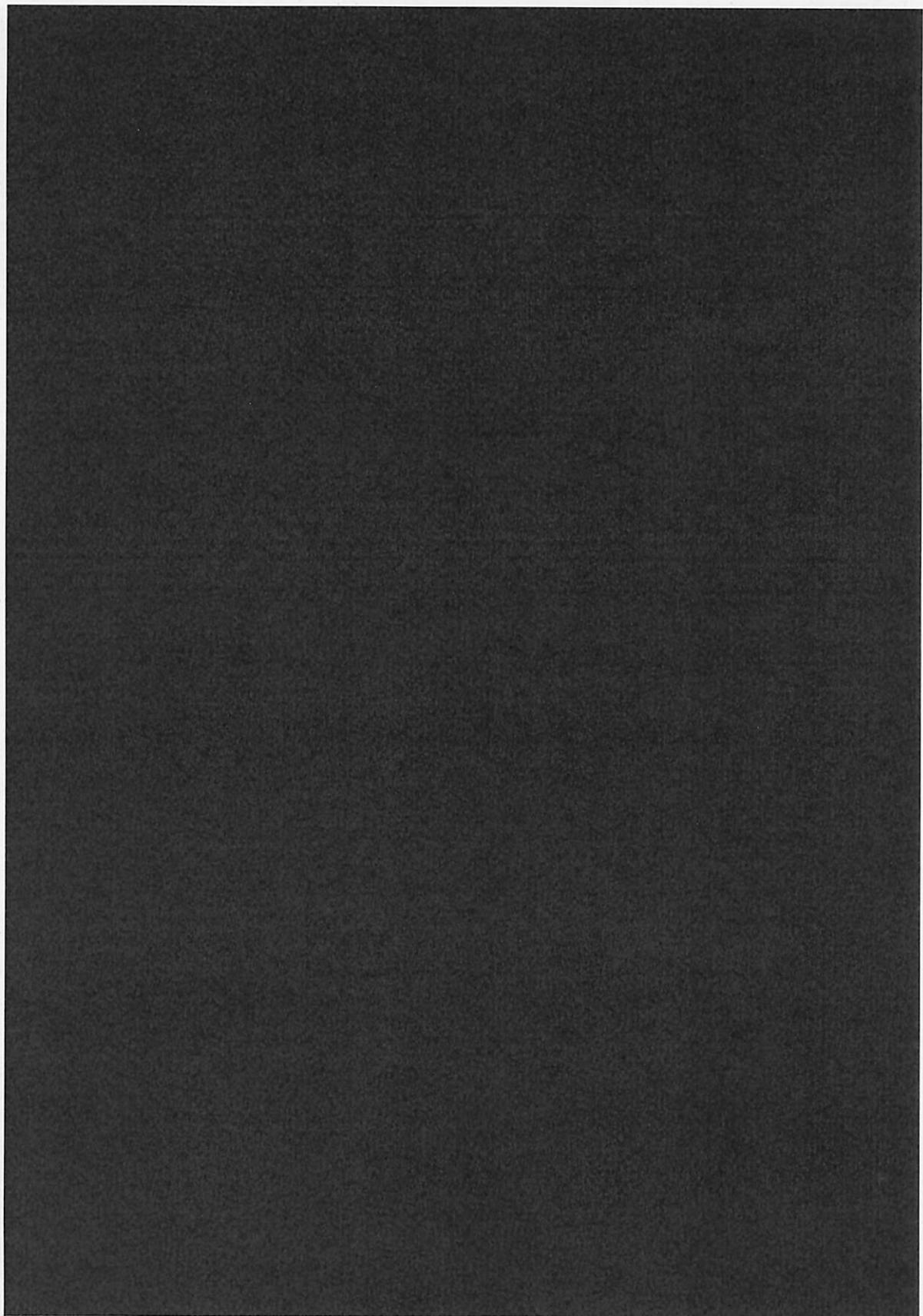
【意見交換：家事事件における運用の在り方について】

○二課長

もう一つの話題として、家事では秘匿の申立てと共に従前の非開示希望の申出も適用されるという形になりまして、氏名・住所等の限られた部分になりますが、両方が適用になると。そういうことを前提に、例えば、当事者に対してはどのような案内をするのかというようなところが問題になろうかと思います。そこについては、基本的には秘匿申立ての方に流すような形で説明していくのか、反対に、従前どおりの非開示希望の申出に行くように誘導するのか、あるいは、両制度ありますという形でフラットに説明した上で、当事者に選ばせるような形で説明するのか、いろいろやり方はあるのだろうとは思っておりますが、そこについても、どのようにするのが相当なのか、御意見を伺いたいと思っています。

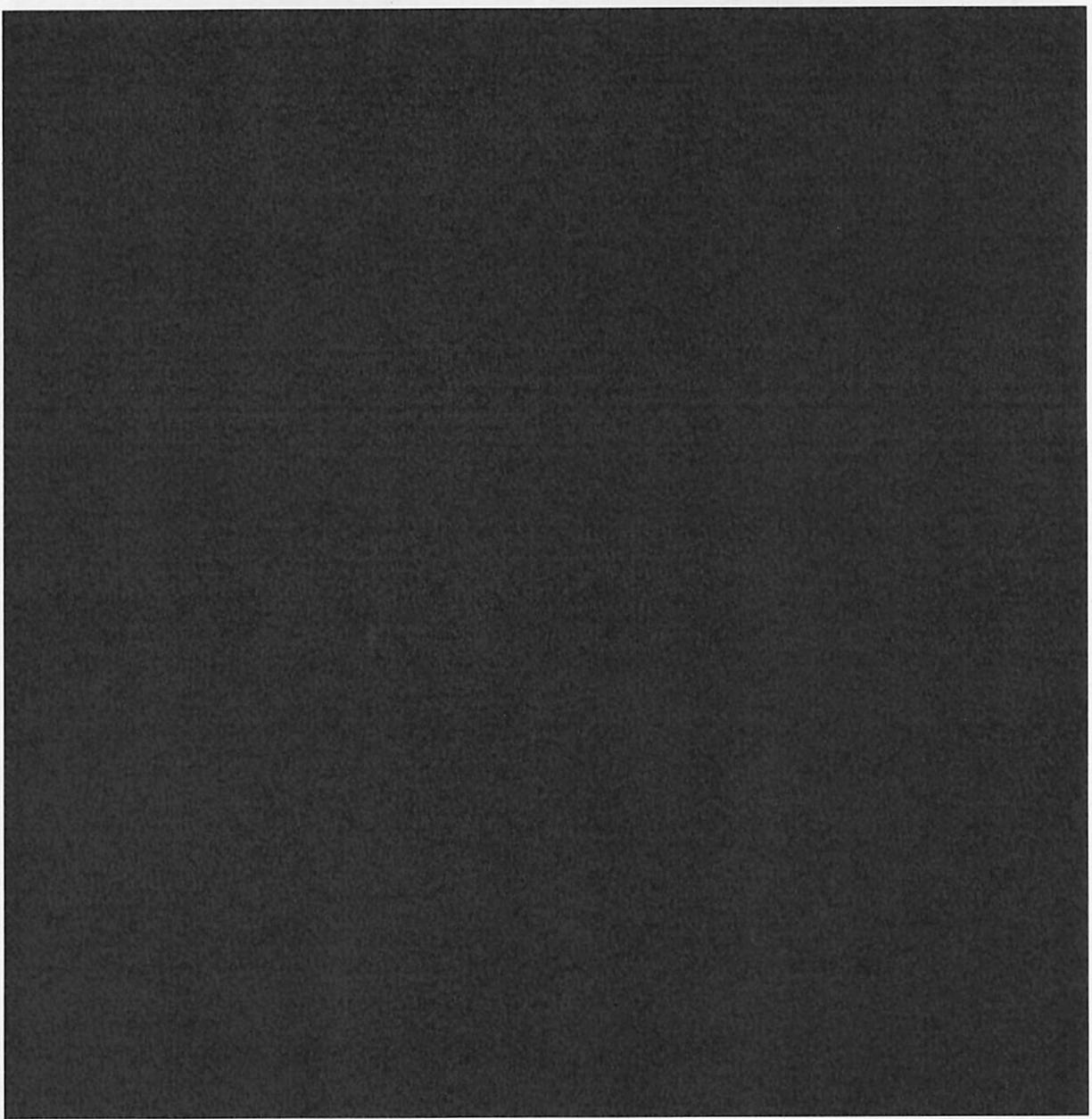
○C家裁裁判官



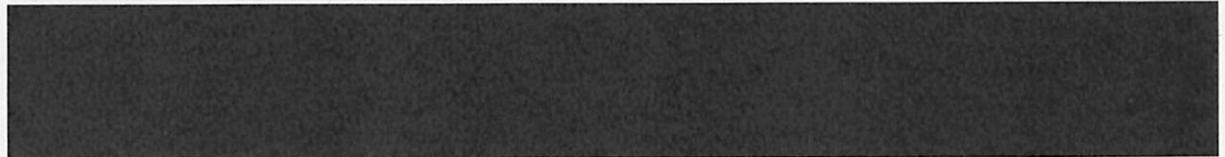


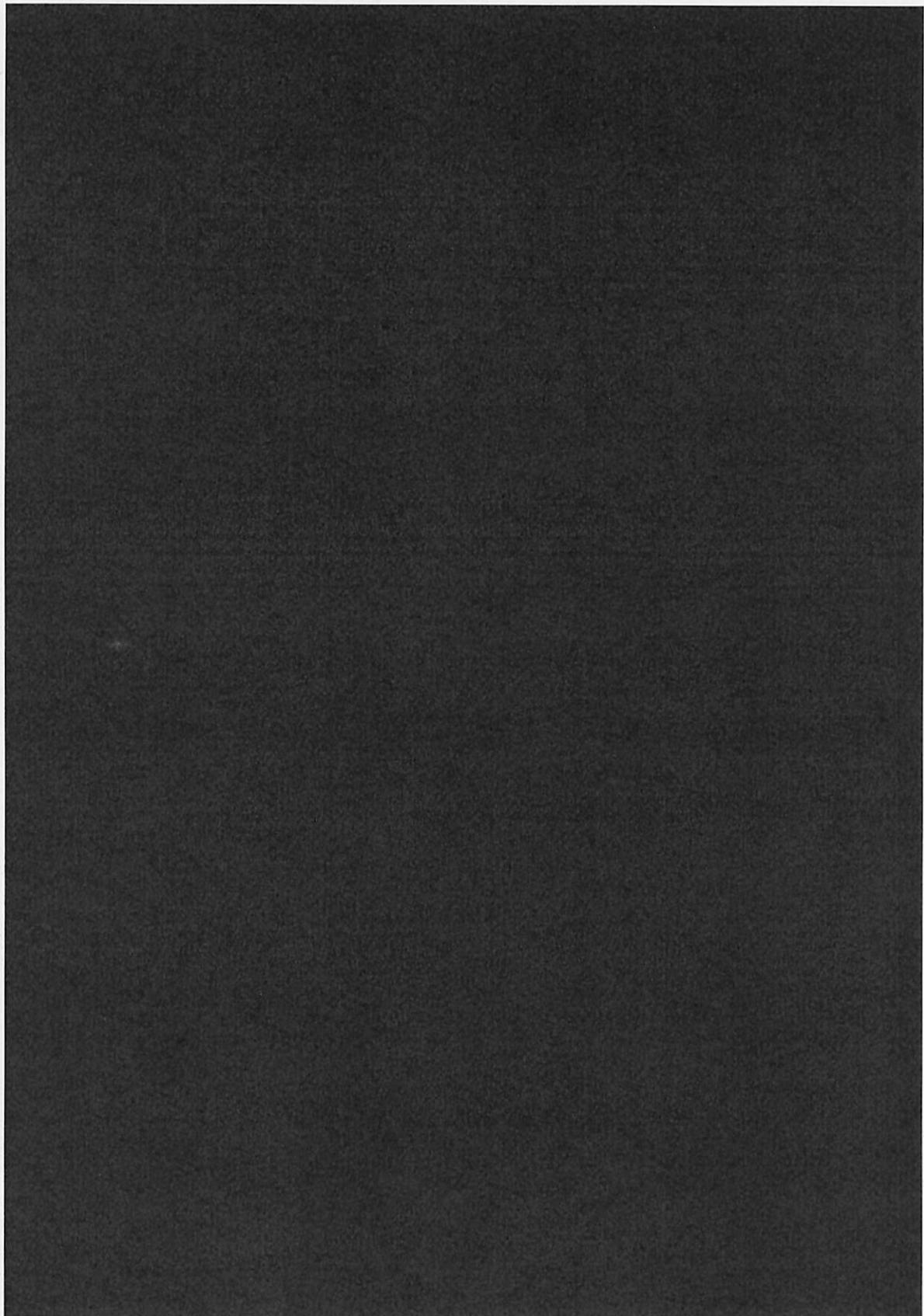


○二課長



○E家裁裁判官

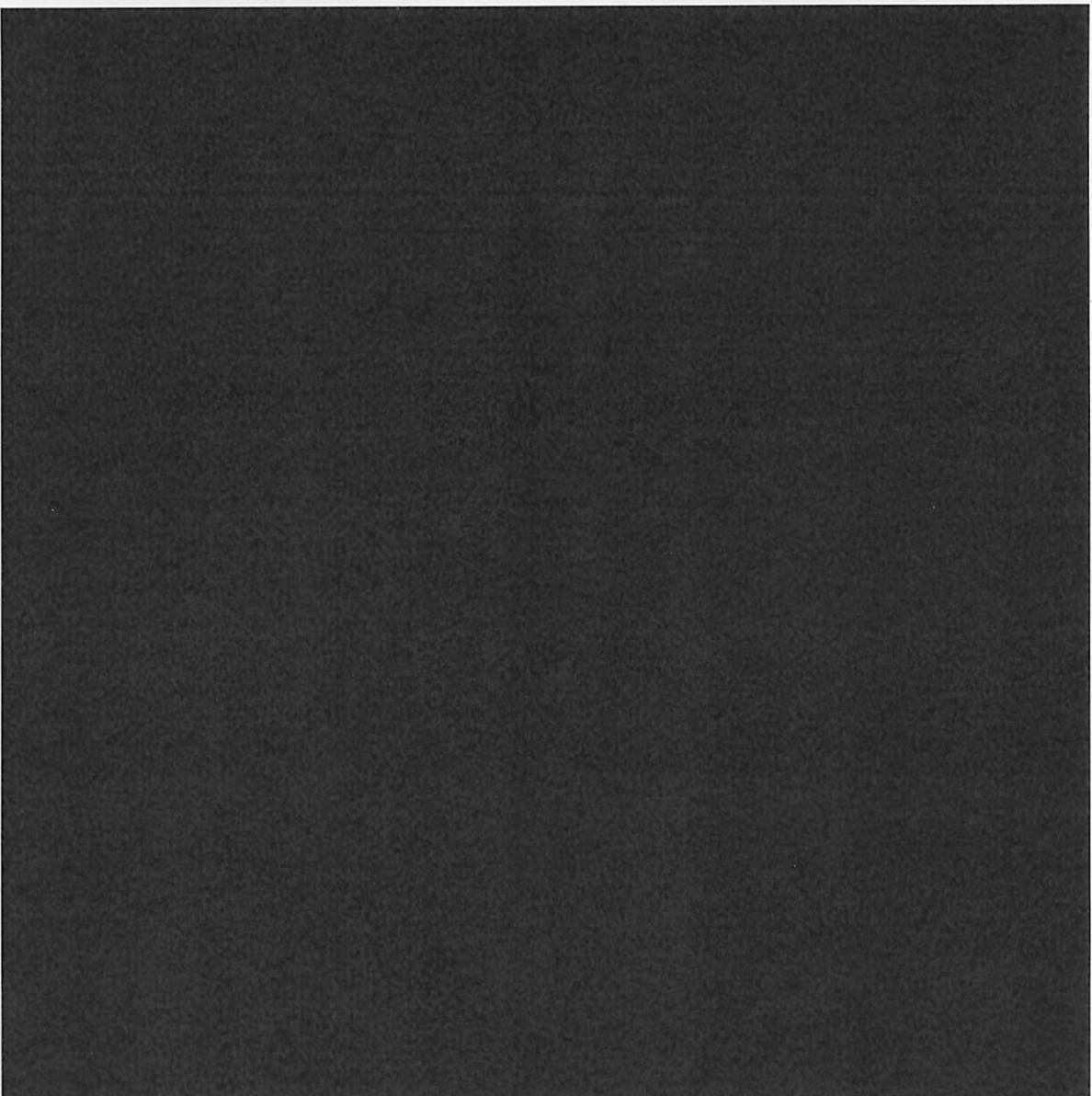


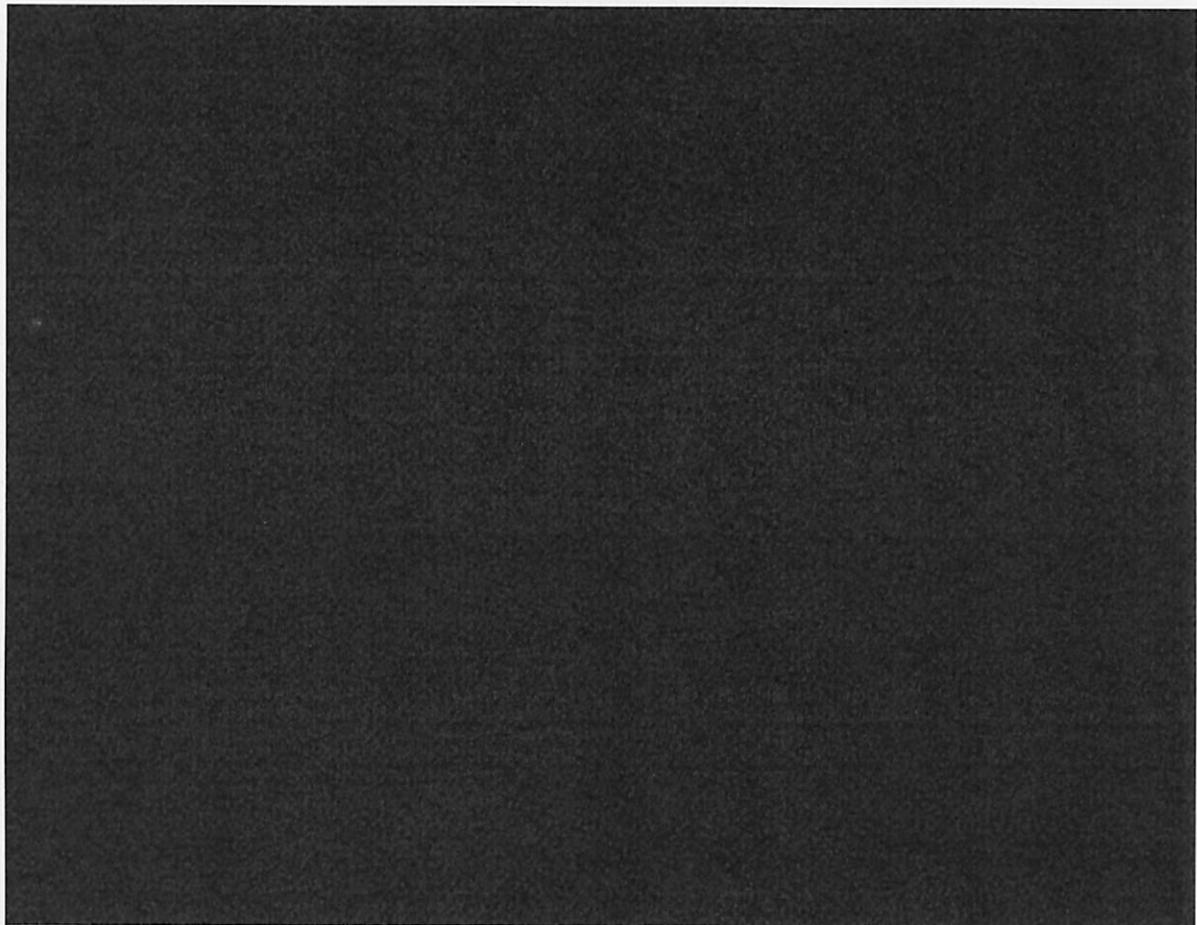


○二課長

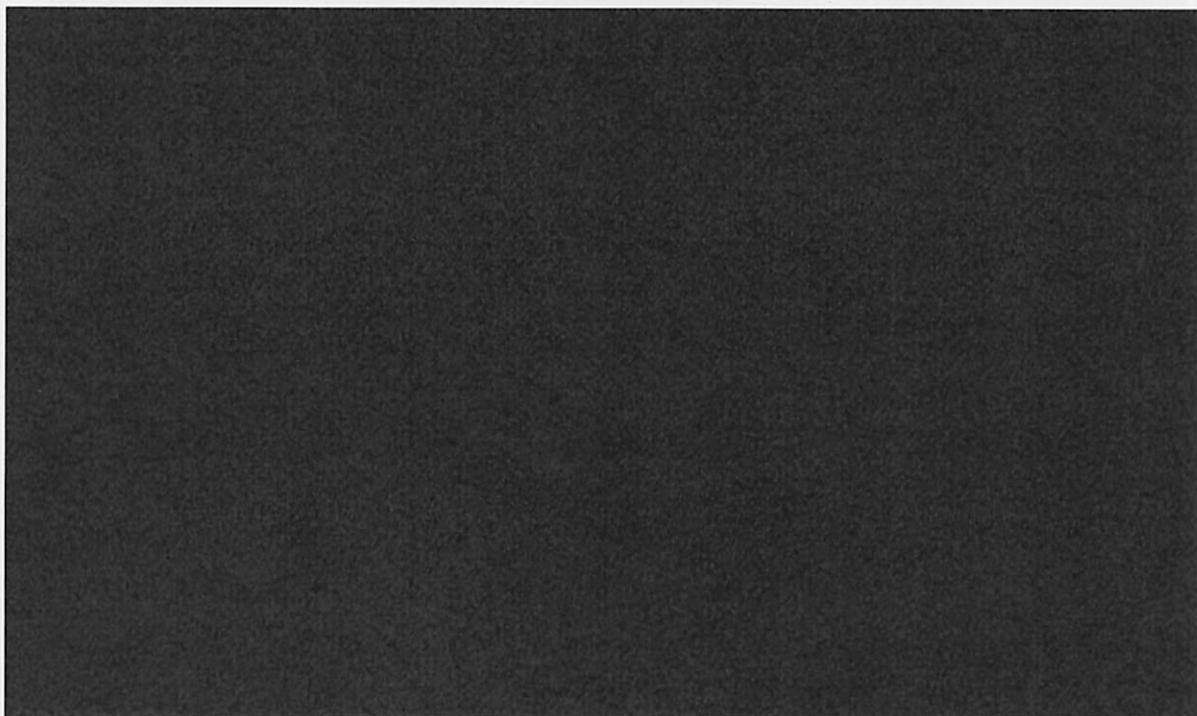
今、東京・大阪には先行して事務処理要領等を検討していただいているという状態なのですが、東京・大阪から、是非この点について尋ねてみたいとか、今日出た話でもいいのですが、質問してみたいことがある、もしくは現在の検討状況について御紹介いただけることがあればお話ししていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○東京家裁裁判官





○大阪家裁裁判官



○二課長

各庁の検討状況、東京・大阪もこのとおりの状況で今進めていただいているが、他の庁におかれましても、今日のお話を聞きになって、ある程度論点、問題状況が実感を持って分かってきたという部分もあろうかと思いますので、今日の話を踏まえて、是非庁内で議論していただければと思っております。

最後になりますが、人訴については秘匿の申立てを活用していくという形になるのだろうと思いますけれども、家事については、今、東京・大阪からもありましたとおり、従前の運用が残る部分もある、それはそのとおりなのかとは思っています。そういう意味では、閲覧の規律が裁判所の許可にかかるついていることになっている以上は、人訴とは違って、家事については何でもかんでも当事者任せにして裁判所は一切見ないというようなことが、少なくとも家事については、そういう規律になっている以上は許されないということになるのだろうとは思いますけれども、やはり、書記官のマスキングにかかる負担とか、非開示にすべき情報が含まれていないかと目を皿のようにして探すというような負担がかなり大きいということについては、いろいろなところから聞こえてくるところではありますので、せっかくこういう制度が入った以上、何とか当事者側にもっと自分の情報は自分で管理するんだという意識を持たせたいという意識はあります。我々の責任がなくなるわけではないのですが、何とかそこの負担を当事者にも負担してもらうような形で、相対的に裁判所の責任が軽減できるようなフローなりを考えられないかと問題意識として持っているところです。各庁において検討される際には、今の点も踏まえて、是非御検討いただければありがたいと思っております。

(時間の関係で、家族法制部会の関係については説明を割愛した。)

● 家事事件手続等のデジタル化について

【説明】

○一課長

家事事件手続及び人事訴訟手続のIT化に関しては、ちょうど今、中間試案に関するパブリックコメントに協力いただいているところです。

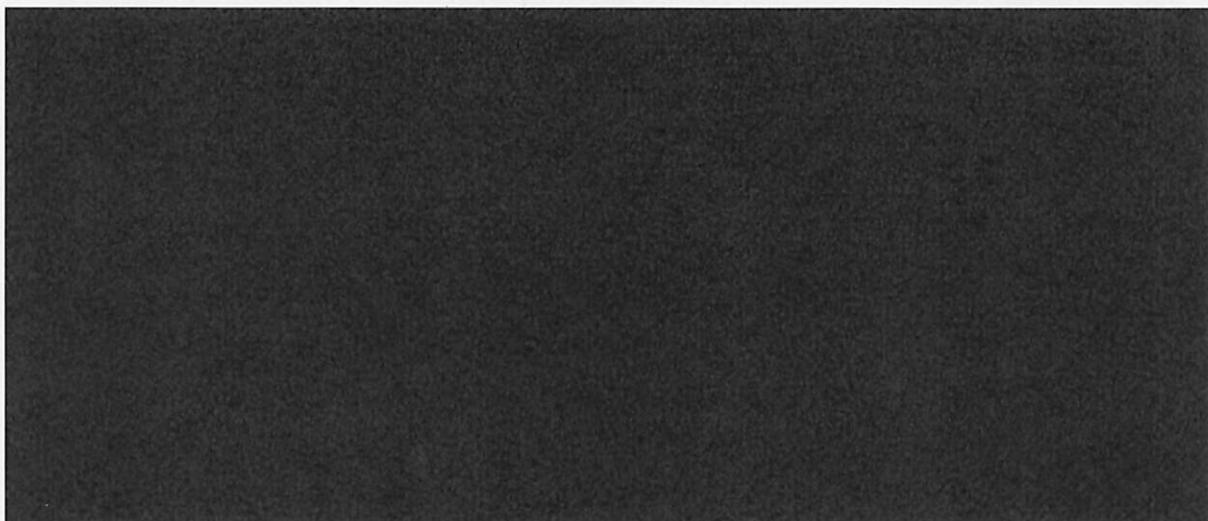
本年5月に成立した「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号）には、家庭裁判所の家事事件及び人事訴訟の手続に関する規律も含まれていますので、本日は、まずはそれらの規律の内容や関連する改正規則の内容、家事調停、人事訴訟へのウェブ会議の今後の展開に関する検討状況についてご説明した後、時間が残れば若干の意見交換をさせていただきたいと思っております。

○浅川家庭局企画官

（要旨別添2のとおり家事事件手続等のデジタル化について説明した。）

【意見交換】

○一課長





○ I 家裁裁判官

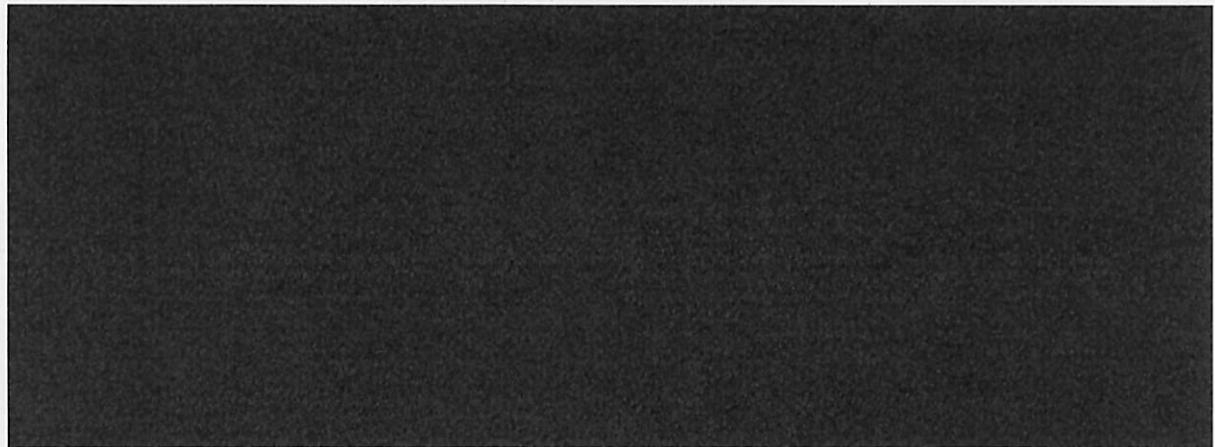


○一課長

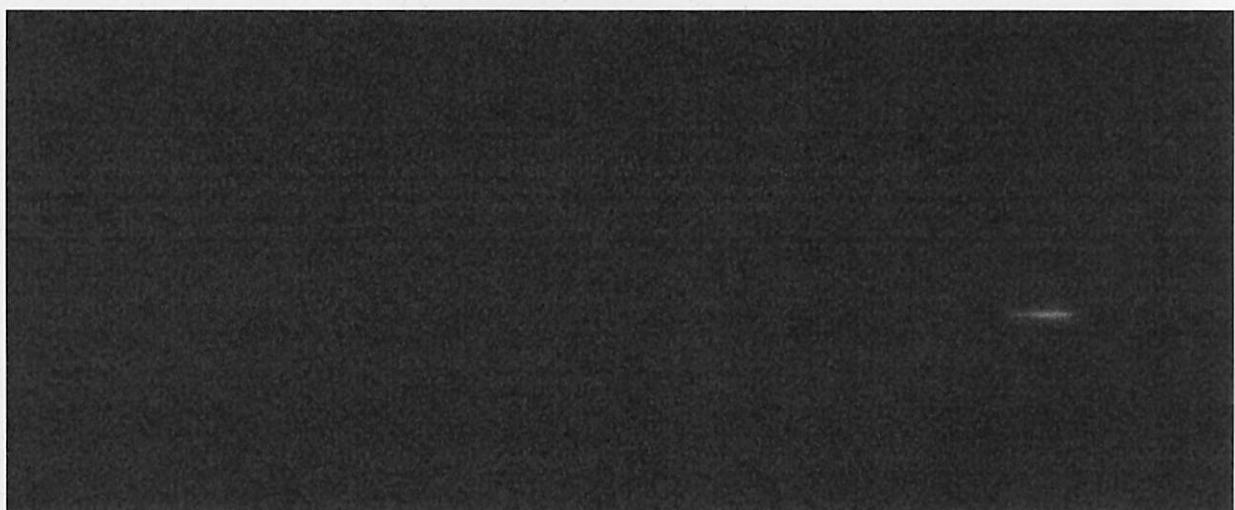


○ J 家裁裁判官

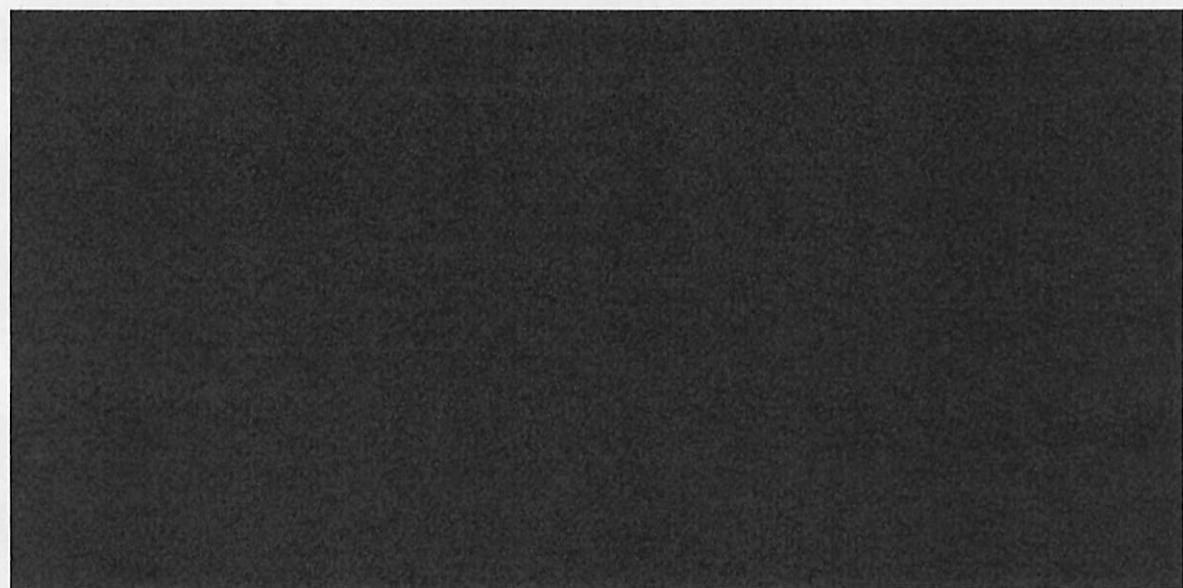




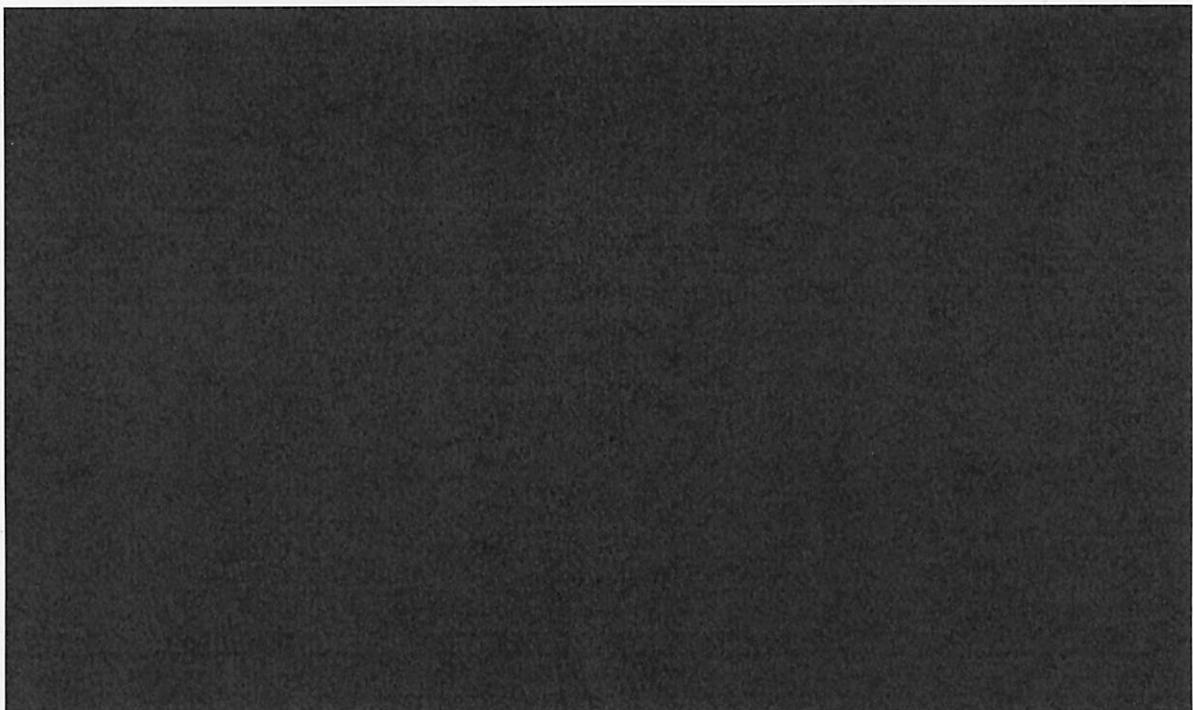
○ F 家裁裁判官



○一課長



○ E 家裁裁判官



○ K 家裁裁判官



○一課長



● おわりに

○一課長

次回の全体会につきましては、令和5年の2月ないし3月頃を予定しています。今年新たに家裁に異動してこられて、上席や部総括になられた方、あるいは家裁の裁判官になられた方もいらっしゃいます。そのような方々も含めて、上席始め家裁の皆様のためになって、オール家裁が組織としてパワーアップするような会になるよう、私どもも努めたいと思っております。

今回もまた時間の見込みを誤りまして、議題を詰め込みすぎてしまって申し訳ありませんでした。

○熊本家裁・下馬場裁判官

幹事をしております下馬場です。分科会の方も第3回を予定しております、11月30日の午後5時30分から午後7時までを予定しております。議題は前回の積み残しがあるのと、他庁の運用等を聞いてみたいというような事項もまだあると思いますので、前回の事務処理上の諸問題を中心に今回はやろうと思っています。是非議題を出していただければと思います。前回の時間が足りなくなつてという反省を生かして、第3回もやりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○一課長

それでは以上をもちまして、本日の家裁上席等意見交換会を終わります。

以上